

令和4年11月21日 公布

天龍村告示 第10号

天龍村龍の子留学選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、天龍村への親子留学及び孫留学を推進するために設置する、龍の子留学選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 選定委員会は、村が実施する龍の子留學生の募集、留學生が安心して過ごせる条件の整備並びに学校及び地域の活性化を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 龍の子留學生の募集及び決定
- (2) 龍の子留学の広報及び啓発
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる者のうちから、委員8人以内をもって組織する。

- (1) 村長
- (2) 教育長
- (3) 小学校の校長
- (4) 中学校の校長
- (5) 天龍学校PTA代表者
- (6) 地域住民代表
- (7) その他村長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員は、村長が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は村長とし、副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、選定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取することができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年天龍村条例第9条)を準用し、同条例別表「その他委員」相当額を支給することができる。

(事務局)

第9条 選定委員会の事務は、地域振興課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。